議第99号

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和８年７月22日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

下記の者が滋賀県を相手方として、訴訟を提起した損害賠償請求事件（大津地方裁判所彦根支部令和６年（ワ）第233号）について、民事訴訟法（平成８年法律第109号）第89条の規定に基づき、次のとおり和解を行い、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

１　原告の住所、氏名

滋賀県東近江市ひばり丘町４番10－１号

株式会社ラインズテック

代表者代表取締役　中　島　　卓

２　和解の要旨

(1) 滋賀県は、原告に対し、本件事故に関する損害賠償金として685,000円の支払義務があることを認め、令和８年11月４日限り、原告の指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(3) 原告と滋賀県は、本件事故に関し、原告と滋賀県との間に、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

（参　考）

令和４年７月25日滋賀県東近江市今町地先の県道佐生今線において、上記１に掲げる者の所有車両が、対向車を避けるため路側の側溝蓋上を走行したところ、側溝蓋が沈み込んだことにより、車両前輪が脱輪し、車両が損傷したことについて、上記１に掲げる者から、令和６年12月９日に滋賀県を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

その後、訴訟継続中のところ、令和８年３月30日大津地方裁判所彦根支部から、和解の勧試があり、このたび原告と滋賀県が合意に達したので和解しようとするものである。